

写

阿市第84号

令和3年4月21日

(市民環境課扱い)

鹿児島県知事 塩田康一 殿

阿久根市長 西平良将



「(仮称)北鹿児島(西地区・東地区)風力発電事業  
環境影響評価準備書」に対する環境の保全の見地から  
の意見について(回答)

令和3年3月2日付け環林第486-1号で照会のあった件  
については、別紙のとおり回答します。

問合せ  
〒899-1696  
鹿児島県阿久根市鶴見町200番地  
阿久根市市民環境課環境対策係  
担当 大野  
電話: 0996-73-1219 (直通)  
Fax: 0996-72-0619

## 別紙

「(仮称) 北鹿児島(西地区・東地区) 風力発電事業 環境影響評価準備書」に対する環境の保全の見地からの意見について(回答)

### 1 騒音・振動等について

本事業の実施により、事業実施想定区域及びその周辺において、工事中及び供用時における騒音・振動等による生活環境への影響が懸念される。事業実施計画の一部には、風力発電施設設置予定箇所から1.0km未満の範囲内に民家等が存在しており、騒音等は、季節による風向きや風速、地盤、気象状況により異なるため、当該地域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、生活環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。

また、その結果を踏まえ、最新の知見等に基づき、騒音及び振動の影響を回避し、住民への健康被害が生じないよう事業実施すること。

### 2 道路等の使用について

(1) 道路について、伐採木等の仮置き場として使用しないこと。

また、資材等の運搬においては、路面の保全に注意を払い、これを汚損しないこと。

(2) 水路について、伐採木等の仮置き場として使用しないこと。

また、伐採及び資材等の運搬においては、木くずの流入等による影響を及ぼさないよう、防護柵等の設置を行うこと。

(3) 市が管理する道路等の通行規制を行う場合は、通行規制申請書を提出し、許可を得ること。

(4) 伐採に当たり、道路や水路敷地内において、占用や工事施工等の必要がある場合は、事前に許可を得ること。

(5) 作業道の開設に当たっては、林道施設(構造物)付近での開設は控え、その保全に努めること。また、林道への土砂流出対策を講ずること。

(6) 市が管理する林道を占用等する場合は、「阿久根市林道維持管理規則」に基づき必要な手続をとること。

- (7) 通行等により市が管理する市道及び林道を毀損等するおそれがある場合は、事前に市と協議を行い、必要な対策を講ずること。
- (8) 林道紫尾線に関しては、広域基幹林道紫尾線維持管理協議会（事務局は薩摩川内市）で管理していることから、改良等については事前に協議を行い、必要な対策を講ずること。

### 3 水環境等について

- (1) 土砂流出防止については適正な管理を行い、施工時及び供用時において、開発区域からの排水により河川等への影響を回避又は低減すること。
- (2) 工事施工に伴う水害等が発生しないよう、沈砂池や調整池等の維持・管理の徹底を図ること。完成後も調整池内に土砂が堆積した場合は速やかに撤去するなど、適正かつ適時に維持管理を行うこと。
- (3) 広範囲な開発により、森林の保水力が損なわれることが予想されることから、地下水や河川への影響を回避又は低減すること。
- (4) 事業実施想定区域（風力発電機の設置対象外）の下方部に田代地区及び尾原地区共同水道等の水源が存在するため、発電機本体工事及び工事用道路の設置により水源の水量の低下や濁水が懸念されるので十分な対策をとること。また、工事に使用するセメント等の流出によりPH値の上昇等の原水水质汚染などが懸念されるため、水環境への影響を回避又は低減すること。

### 4 立木伐採について

- (1) 事業実施想定区域は、地域森林計画の対象森林を含むことから、開発面積が1haを超える場合は、事前に県知事の林地開発許可を得ること。林地開発に該当しない場合は、森林法に基づく届出を行うこと。
- (2) 保安林指定、砂防指定、森林経営計画の設定、補助事業の実施等による立木伐採の制限がないか確認し、関係機関に必要な手続をとること。
- (3) 皆伐に当たっては、一体として伐採面積が20haを超えないよう保残帯を設け、表土流出防止のため、必要に応じ柵工を設けること。
- (4) 生物多様性の保全の観点から、野生生物の巣等に重要な空洞木について、

保護に努めること。

- (5) 林地の保全、落石等の防止、台風害等の各種被害の防止、景観の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置すること。
- (6) 立木の伐採、運搬に当たっては、事前に周辺住民への十分な説明等を行い、理解を得た上で実施すること。

## 5 農業等について

- (1) 周囲や下流域の農地や農業用施設等に支障を来さないように必要な対策を行うこと。
- (2) 事業実施想定区域内の鳥獣侵入防止柵に影響を与えないように配慮すること。

## 6 動物、鳥類、水生生物、植物及び生態系について

- (1) 事業実施想定区域の周辺には、国指定特別天然記念物であるツルの飛来地及び国指定天然記念物であるヤマネ及び絶滅危惧種であるクマタカ等の生息地があるため、営巣状況や生息範囲等について、関係機関や専門家等からの助言を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行い、希少な動植物等の生態系への影響を回避すること。
- (2) 近隣地域においても別事業者による風力発電事業の計画があることから、相互の風力発電設備等が及ぼす希少な動植物等の生態系への影響を適切に調査、予測及び評価を行い、影響を回避すること。

## 7 景観及び人と自然との触れ合いの場について

- (1) 「鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」に基づき、主要な眺望点等の選定を行う場合は、市と協議すること。
- (2) 北薩地域随一の標高を誇る紫尾山系の自然豊かな景観に配慮すること。
- (3) 工事施工時に埋蔵文化財を発見した場合は、現状を変更せず遅滞なく市に届出を行うこと。

## 8 災害、事故等について

- (1) 事業実施想定区域（風力発電機の設置対象外）に土砂災害警戒区域が存在するため、事業実施に当たっては十分に土砂災害への対策を講ずること。
- (2) 事業実施に起因する災害、事故等が発生した場合には、事業主の責任において迅速な対応・復旧を行うこと。

## 9 その他

- (1) 事業実施に当たっては、地質調査により当該計画地が工作物の負荷に耐え得る地盤を有していることを確認した上で、その事実を地域住民に対して十分説明等を行い、理解を得た上で進めること。
- (2) 地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民の生活環境に十分配慮して事業を実施するように努め、地域住民から要望・苦情等があった場合は、真摯に対応すること。
- (3) 事業予定地が他の事業者と重複した場合は、事業者間で調整を行うこと。